

報告書（案）に対する意見募集結果及びこれに対する考え方

2008年10月21日

総合通信基盤局

料金サービス課

電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会報告書（案）に対する意見募集結果及びこれに対する考え方

全般的な意見

意見1 利用者料金に対するセーフガード措置は、ボトルネック設備と一体で提供される独占的なサービスに限るべきであり、適宜適切に見直しを検討することが重要。	考え方1
<p>○ オブザーバヒアリングにおいて述べたとおり、利用者料金は市場競争の根幹であり、プライスキャップ規制のような利用者料金に対するセーフガード措置は、ボトルネック設備と一体で提供される独占的なサービスに限ってその必要性が検討されるべきです。</p> <p>その点、今回の研究会の報告書案は、全般的に、上述の基本的な考え方が反映されたものと理解しておりますが、今後、技術の進展やお客様ニーズの多様化等の通信市場を取り巻く環境は、短期間で劇的に変化することが予想されることから、セーフガード措置については、適時適切に、その必要性も含めて見直しを検討することが重要であると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>プライスキャップの対象である特定電気通信役務は、ボトルネック設備である第一種指定電気通信設備を用いて提供されるサービスであって、代替するサービスが十分に提供されていない独占的なサービスであり、適正な料金に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するために特に必要があるとして指定されている指定電気通信役務を前提としている。</p> <p>なお、料金政策については適宜適切に見直しを行うことが求められ、御指摘の点については今後の検討に際し、留意することが適当と考えられる。</p>

2. 現行のプライスカップについての考え方

(1) 特定電気通信役務の範囲について

意見2 音声伝送役務及び加入者回線サブバスケットを継続するとしても、例えば通話料を特定電気通信役務の対象外とする等、引き続き市場環境・競争環境の変化に応じた対象サービスの範囲の縮小について検討すべき。	考え方2
<p>○ プライスカップ規制の対象は「市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であることが想定されるサービスのうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きい、国民生活・経済に必要不可欠なサービス」とされています。</p> <p>一方、市場環境は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料においては、CATV電話や都市部を中心としたドライカップ電話の拡大による競争の進展 ・通話料においては、マイラインによる競争進展、IP化の進展によるトラヒックの大幅な減少により、プライスカップ規制導入時と比べ約2割の収入規模に縮小 ・総市場で見ると、固定電話の契約数は移動体通信の契約数に比べ半分に満たない状況(固定電話:5,123万契約 移動体1億734万契約(H19年度末))、固定電話発信のトラヒックは移動体発信のトラヒックを下回っている状況(固定電話:18.4億時間 移動体:20.5億時間(H19年度)) ・専用サービスにおいては、IP系サービスへの移行による急激な市場の縮小に伴い、企業通信における主たる役割を終えた状況と、プライスカップ規制導入時から劇的に変化しており、現行の対象サービスとなっている音声伝送役務の大部分は規制の要件に該当しないものと考えます。 <p>したがって、プライスカップ規制の対象サービスは、本来は市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難なサービスである高コスト地域の加入電話基本料及び公衆電話が該当するものと考えられます。(現実的には、加入電話基本料の全てを対象とすることもやむを得ないものと考えます。)</p> <p>当社としては、専用役務を対象外とすることについては報告書案に賛同するものですが、音声伝送役務及び加入者回線サブバスケットについては、仮に今回の見直しでは現状のバスケットを継続とした場合でも、前述したプライスカップ規制の対象サービスの考え方を踏まえ、例えば、通話料は、競争の進展や規模の縮小による影響度の低下の観点から対象外としていく等、引き続き市場環境・競争環境の変化に応じた対象サービスの範囲の縮小について検討すべきと考えます。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>御指摘の通話料部分については、報告書案のとおり、基本料と一体として一定の通信を行うために必要不可欠性のあるサービスであり、また、トラヒックのシェアが06年度で、例えば市内で約63%(時間)(回数は約60%)であることにかんがみれば、利用者の範囲も広範にわたるものと想定される。</p> <p>したがって、現時点においては、引き続き通話料部分を特定電気通信役務の対象とすべきと考えられる。</p>

1) 音声伝送役務について

意見3 音声伝送役務を引き続きプライスカップの対象とするとの報告書案に賛同。	考え方3
<p>○ 今後 PSTN の減少および IP 化への移行に伴う PSTN の回線当り費用の上昇が考えられ、利用者保護の観点にもとづき、報告書案のとおりプライスカップ規制を継続していくことが適当だと考えられます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>—</p>
<p>○ 現行特定電気通信役務としている音声伝送役務について、利用者の利益に及ぼす影響が依然として大きい電気通信役務と判断し、引き続き特定電気通信役務の対象とすることは適切と考えます。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>—</p>

<p>○ 報告書(案)に賛成します。 加入電話の基本料が、携帯電話の料金のように、一定額の無料通話が含まれるような料金形態になった場合は、通話料部分をプライスキャップの対象外とするかどうか検討すればよいと考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	—
<p>○ 報告書案の提言のとおり、プライスキャップの対象は、今後も「国民生活・経済にとって必要不可欠なサービス」に限定することが適当です。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	—
<p>意見4 基礎的電気通信役務の基本料についてはまだ高コスト地域の料金と低コスト地域の料金のリバランシングが行われていないので、まずはコストを反映した料金体系に是正すべき。</p>	考え方4
<p>○ 基礎的電気通信役務が、特定電気通信役務に重なること自体は問題ありませんが、基礎的電気通信役務の基本料についてはまだ高コスト地域の料金と低コスト地域の料金のリバランシングが行われていないので、まずはコストを反映した料金体系に是正すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	<p>NTT東西の級局区分は、従来の市内通話料でかけられる加入者が多いほどその地域の加入者の電話利用の価値が大きくなる効用料金の考え方に基づいており、現在においても級局区分に基づく基本料に格差が存在している。</p> <p>基本料体系を具体的にどのように見直すかについては、原則としてNTT東西の経営判断に委ねられるべきであり、NTT東西において、IP化の進展などの市場構造の変化を踏まえた基本料体系の在り方について検討を継続することが適当と考えられる。</p>

2)専用役務について

<p>意見5 専用役務をプライスキャップの対象外とするとの報告書案に賛同。</p>	考え方5
<p>○ 報告書案のとおり、プライスキャップ規制の対象外が適当と考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)</p>	—
<p>○ 現状、特定電気通信役務の対象となっている専用役務の契約回線数が大きく減少していることや、企業通信網がIP-VPN等の法人向けデータ伝送サービスに移行していること等を考慮した場合、専用役務を特定電気通信役務の対象から外すことは止むを得ないものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	—
<p>○ 今回、専用役務を特定役務の対象から外す方向になりましたが、会計の透明性・継続性の確保は重要であり、事業会計上、「特定役務以外の指定電気通信役務」に「専用役務」の欄を設けるという報告書案の趣旨に賛同します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	—

<p>意見6 今後、専用役務以外のサービスを特定電気通信役務の対象から外す検討を行う場合には、個々のサービスの特性を十分に考慮した上で、慎重な判断がなされるべき。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ なお、個々のサービス毎に利用状況、利用者ニーズ等が大きく異なると考えられるため、今後、専用役務以外のサービスを特定電気通信役務の対象から外す検討を行う場合には、個々のサービスの特性を十分に考慮した上で、慎重な判断がなされるべきと考えます。</p> <p>また、今回の報告書案では、特定電気通信役務の範囲を狭めることのみ提案されていますが、市場の変化等を考慮すると、特定電気通信役務を追加することについても、更に踏み込んだ判断が必要です。具体的には、後述するように、データ伝送役務を特定電気通信役務の対象に加える省令改正等の必要な措置を行った上で、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、合わせて「NTT 東西殿」という。)の FTTH アクセスサービス及びひかり電話サービスを直ちに特定電気通信役務の対象に追加するといった措置も行うべきです。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>御指摘の点のとおり、仮に専用役務以外のサービスを今後特定電気通信役務の対象から外す検討を行う場合には、個々のサービス毎に、サービス内容、利用者層、利用者数、普及率、将来動向等を考慮して、判断することが適当と考える。</p>

3)加入者回線サブバスケットについて

<p>意見7 引き続き加入者回線サブバスケットを設けるとの報告書案に賛同。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 報告書案の趣旨のとおり、継続していくことが適当だと考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>—</p>
<p>○ 加入者回線サブバスケットが、加入者回線部分から市場支配的な状態にある通話料部分への不当な内部相互補助を牽制・抑止するために設けられているという目的を考慮すると、引き続き加入者回線サブバスケットの設定を継続することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>—</p>
<p>○ 現行の加入者回線サブバスケットを引き続き維持することについて賛成します。</p> <p>当該役務に係る加入者回線部分及び通話料部分それぞれにおいて、接続料と利用者料金との関係を明確化し検証を可能とする観点からも、加入者回線サブバスケットの果たす役割は重要であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	<p>—</p>

4)特定電気通信役務として位置付けを変更すべきサービス等について

<p>意見8 FTTHアクセスサービス及びひかり電話について、今後、利用者層が広いこと又は契約数の急激な増加トレンドがうかがえること等を踏まえ、特定電気通信役務と整理することについて検討することが適当との報告書案に賛同。</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ 報告書案のとおり、FTTH アクセスサービス(B フレッツ)ならびにひかり電話については、利用者利益に与える影響が大きく、早急に対象の是非について検討が必要と考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>—</p>

<p>○ 加入電話からのマイグレーションという観点において、FTTHサービス及びひかり電話を、特定電気通信役務と整理することについての検討を今後行うことは適当と考えます。</p> <p>また、「利用者の利益に及ぼす影響がない」の基準を明らかにした上で、特定電気通信役務から除外していく検討を行うことは、電気通信市場における需要の変化に即しており、方向性として適切であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	—
<p>○ ひかり電話を検討する上では、ひかり電話サービスに要する固有の利用者料金を把握することは、必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	—
<p>○ オブザーバヒアリングにおける当社意見のとおり、Bフレッツやひかり電話をプライスカップの対象とすべきかについては、市場環境の変化を注視しながら慎重に検討することが適当であり、報告書案の趣旨に賛同します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	—
<p>意見9 FTTH アクセスサービス及びひかり電話については、特定電気通信役務の要件を満たしていると考えられるため、省令改正等の必要な措置を行った上で、直ちに特定電気通信役務の対象に追加すべき。</p>	考え方9
<p>○ NTT東西殿のFTTHアクセスサービス及びひかり電話サービスについては、以下のとおり特定電気通信役務の要件を満たしていると考えられるため、データ伝送役務を特定電気通信役務の対象に加える省令改正等の必要な措置を行った上で、直ちに特定電気通信役務の対象に追加すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> - FTTH アクセスサービス及び0ABJ-IP 電話におけるNTT東西殿合計のシェアが共に70%超※1といった高い水準にあること。 - FTTH アクセスサービス及び0ABJ-IP 電話は、NTT東西殿以外の事業者による実質的な代替サービスが十分に提供されていないとともに、加入電話からの移行が不可逆的に行われていること。 - FTTH アクセスサービス及びひかり電話は、それぞれ1000万契約超※2、600万利用番号超※1となっており、現時点で影響を受ける利用者が多いこと。 <p>※1 本年9月17日付け、総務省殿の報道発表「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表」より ※2 本年9月16日付け、NTT東西殿の報道発表より</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>御指摘の点については、報告書案のとおり、例えば加入電話が08年3月末時点で3,962万契約(NTT東西計)、FTTHアクセスサービスが877.8万契約(NTT東西計)と開きがあるものの、特に「利用者の範囲」にかんがみ、今後、単に契約数だけでなく、利用者層が広いこと又は契約数の急激な増加トレンドがうかがえる場合には、特定電気通信役務として整理することについて検討することが適当と考えられる。</p>

<p>意見10 市場環境・競争環境を踏まえると、市場メカニズムを通じた料金水準の形成が図られていると考えられることから、Bフレッツ及びひかり電話については、特定電気通信役務の要件に該当しない。プライスキャップ規制の本来の考え方にかながみ、代替的なサービスが十分に提供されているか、市場メカニズムを通じた料金水準となっているか等、市場環境・競争環境を踏まえた観点も加味して検討する必要あり。</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ ブロードバンドサービス市場においては、FTTH、ADSL、CATV等多様なサービスが提供されており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンドサービス市場(FTTH+ADSL+CATV)におけるNTT西のシェアは、近畿圏では39%となっている。 また、FTTHサービス市場に限っても近畿圏では57%のシェアであり、熾烈な競争が展開されている(H20.3末時点)、 ・その結果、この5年間で光サービスのユーザ料金も大幅に低廉化してきており、諸外国と比べても最も低廉な料金となっている、 ・ひかり電話についても、加入電話と代替的なサービスとされる直収電話、OAB～JIP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは25%(H20.3末時点)に過ぎない、 <p>等の市場環境・競争環境を踏まえると、市場メカニズムを通じた料金水準の形成が図られていると考えられることから、Bフレッツ及びひかり電話については、特定電気通信役務の要件に該当しないと考えます。</p> <p>また、当該サービスの利用者層の広がりや契約数の推移のみに着目するのではなく、プライスキャップ規制の本来の考え方を鑑み、代替的なサービスが十分に提供されているか、市場メカニズムを通じた料金水準となっているか等、市場環境・競争環境を踏まえた観点も加味して、特定電気通信役務として整理するかどうかを検討する必要があると考えます。</p> <p>(NTT西)</p>	<p>NTT東西の提供するFTTHアクセスサービス及びひかり電話は、ボトルネック設備である第一種指定電気通信設備を用いて提供されるサービスであって、代替するサービスが十分に提供されていない独占的なサービスであり、適正な料金に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するために特に必要があるとして指定されている指定電気通信役務である。</p> <p>このような指定電気通信役務については、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいと認められる場合には、特定電気通信役務と整理することが適当である。</p>
<p>○ ブロードバンドサービス市場においては、FTTH、ADSL、CATV等多様なサービスが提供されており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンドサービス市場(FTTH+ADSL+CATV)におけるNTT東のシェアは、首都圏では43%となっている。 また、FTTHサービス市場に限っても首都圏では69%のシェアであり、熾烈な競争が展開されている(H20.3末時点)、 ・その結果、この5年間で光サービスのユーザ料金も大幅に低廉化してきており、諸外国と比べても最も低廉な料金となっている、 ・ひかり電話についても、加入電話と代替的なサービスとされる直収電話、OAB～JIP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは25%(H20.3末時点)に過ぎない、 <p>等の市場環境・競争環境を踏まえると、市場メカニズムを通じた料金水準の形成が図られていると考えられることから、Bフレッツ及びひかり電話については、特定電気通信役務の要件に該当しないと考えます。</p> <p>また、当該サービスの利用者層の広がりや契約数の推移のみに着目するのではなく、プライスキャップ規制の本来の考え方を鑑み、代替的なサービスが十分に提供されているか、市場メカニズムを通じた料金水準となっているか等、市場環境・競争環境を踏まえた観点も加味して、特定電気通信役務として整理するかどうかを検討する必要があると考えます。</p> <p>(NTT東)</p>	

(2) X値算定の際の考え方について

<p>意見11 X値を算定した上で、X値をCPI連動とすることが適当との報告書案に賛同。</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ 報告書案の趣旨のとおり、継続していくことが適当と考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>—</p>
<p>○ プライスキャップ規制におけるX値については、弊社特定電気通信役務の収支予測に基づくミックス生産性準拠方式により、求められているところではありますが、特定電気通信役務を取り巻く情報通信市場においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場規模が縮小傾向にありスケールメリットが働かないため、不断の経営効率化努力は積み重ねているものの、生産性の向上が容易でないこと、 ・市場が動的に変化することが想定されるため、一意に定める将来予測が困難、 <p>といった環境にあることを踏まえ、報告書案のとおり、X=CPIとすることが適当であると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>—</p>
<p>意見12 PSTN サービスの契約数やトラフィック量の減少により、X 値がマイナスとなり、基準料金指数が上昇するという懸念があるが、PSTN サービス以外の代替サービスを選択できない利用者を保護する観点から、PSTN サービスの値上げを認めないよう、X 値は少なくとも CPI 連動とし、現状の基準料金指数を維持すべき。また、X値を CPI 連動とする場合、特定電気通信役務の提供にあたり、費用削減への継続的な取り組みを通じて、更なる経営効率化が進められるべき。</p>	<p>考え方12</p>
<p>○ 将来的な PSTN サービスの契約数やトラフィック量の減少により、今後、PSTN サービスの 1 加入あたりの費用が増加することが想定され、その結果、X 値がマイナスとなり、基準料金指数が上昇するという懸念がありますが、PSTN サービス以外の代替サービスを選択できない利用者を保護する観点から、PSTN サービスの値上げを認めないよう、X 値は少なくとも CPI 連動とし、現状の基準料金指数を維持すべきと考えます。</p> <p>また、仮に X 値を CPI 連動とする場合であっても、特定電気通信役務の提供にあたり、基準料金指数の低減に努めることは NTT 東西殿における当然の責務であり、費用削減への継続的な取り組みを通じて、更なる経営効率化が進められるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>御指摘の観点に加えて、報告書案のとおり、PSTNからIP網への移行期であり、市場が動的に変化することが想定される中、X値を一意に定めることが困難であること、IP網への移行に対する政策の中立性を考慮して、今後もCPI連動を継続することが適当と考えられる。</p> <p>また、NTT 東西は継続的な経営効率化を行うことにより、基準料金指数内で価格を設定することが求められる。</p>
<p>意見13 接続料が小売料金を上回る場合には、接続料算定方法を見直す等の措置が必要。</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ なお、X 値を CPI と連動させた場合、PSTN から IP 網への移行に伴い、PSTN に係る接続料が上昇し小売料金との逆転現象を起こす可能性が指摘されていますが、そもそもNTT東西殿の接続料は、競争事業者が競争可能な水準に維持されるべきものであることから、そのような逆転現象が生じることは認められません。従って、そのようなケースにおいては、接続料が小売料金を上回ることはないよう適時適切に接続料算定方法を見直す等の措置が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>御指摘の点については、報告書案のとおり、接続料が上昇し小売料金を上回り、小売料金に対する上昇圧力がかかる局面があることも想定されるが、一定程度の通話料部分の接続料の上昇は、現在の基準料金指数と実際料金指数の乖離によってカバーできる範囲にあると考えられ</p>

<p>○ 「接続料が上昇し小売料金を上回り、小売料金に対する上昇圧力がかかる局面があることも想定される」との記述がありますが、オブザーバヒアリングにおける当社意見の通り、ボトルネック設備の接続料についても、市場メカニズムが適正に働いている場合、接続料が利用者料金を上回るような状況は、本来起こりえないものと考えます。</p> <p>仮に、計算上の問題で接続料が料金を上回るような状況が起こった場合には、まずは接続料算定の在り方について見直すことが適当であり、実質的に競争が困難となるような接続料によって、競争事業者が排除されないような市場環境を実現することが重要です。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>る。</p> <p>なお、指定電気通信役務の小売料金が、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき」には、約款の変更命令又は業務改善命令(相対取引の場合)の対象となり得る。</p> <p>接続ルールそのものについては、本研究会の直接の検討の対象ではないが、接続料、接続ルールに係る公正競争確保のための制度について、今後とも必要に応じた適宜の見直しが必要となるものと考えられる。</p>
--	---

3. 今後の利用者料金政策の在り方について

(1) プライスキャップの対象となるサービスについての考え方

1) 指定電気通信役務の考え方について

<p>意見14 指定電気通信役務を判断するための基準を変更すべき特段の必要性は見当たらないとの報告書案に賛同。</p>	<p>考え方14</p>
<p>○ オブザーバヒアリングにおける当社意見のとおり、指定電気通信役務を判断するための基準を変更すべき特段の必要性は見当たらないため、報告書案に賛同します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>—</p>
<p>意見15 指定電気通信役務について、市場シェアが50%を超えるか否かで単純に判断するのではなく、仮にシェアが50%を超える場合であっても、市場シェアの推移、当該役務の料金の推移、エリア毎の競争の進展状況等を総合的に勘案した上で、代替役務が十分に提供されていると認められる場合には、速やかに指定電気通信役務の対象外とする見直しを行うべき。</p>	<p>考え方15</p>
<p>○ 指定電気通信役務については、第一種指定電気通信設備を用いて提供されるサービスのうち、市場シェアが50%を超えるか否かを基本として判断することとされていますが、その場合、西日本エリア全体で市場シェアが50%を超えるか否かで単純に判断するのではなく、仮にシェアが50%を超える場合であっても、市場シェアの推移、当該役務の料金の推移やCATV事業者や電力系事業者がエリア別に参入し近畿圏のブロードバンド市場のシェアは約4割となっていること等エリア毎に競争が進展している状況等を総合的に勘案した上で、代替役務が十分に提供されていると認められる場合には、速やかに指定電気通信役務の対象外とする見直しを行うことが適当であると考えます。</p> <p>なお、その場合においては「特段の事情の存否」について当社が提起することはもとより、当社の提起を待つまでもなく、市場シェアの推移、当該役務の料金の推移、参入事業者、市場集中度といった客観的なデータにより公正に判断していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT西)</p>	<p>指定電気通信役務の範囲の決定に当たっては、市場シェアが50%を超える場合には、反対の判断をする特段の事情がないかぎり、代替役務が十分に提供されないものと推定するが、特段の事情がある場合に代替役務が十分に提供されると推定することを否定するものではない。</p>

<p>○ 指定電気通信役務については、第一種指定電気通信設備を用いて提供されるサービスのうち、市場シェアが 50%を超えるか否かを基本として判断することとされていますが、その場合、東日本エリア全体で市場シェアが 50%を超えるか否かで単純に判断するのではなく、仮にシェアが 50%を超える場合であっても、市場シェアの推移、当該役務の料金の推移やCATV事業者や電力系事業者がエリア別に参入し首都圏のブロードバンド市場のシェアは約4割となっていること等エリア毎に競争が進展している状況等を総合的に勘案した上で、代替役務が十分に提供されていると認められる場合には、速やかに指定電気通信役務の対象外とする見直しを行うことが適当であると考えます。</p> <p>なお、その場合においては「特段の事情の存否」について当社が提起することはもとより、当社の提起を待つまでもなく、市場シェアの推移、当該役務の料金の推移、参入事業者、市場集中度といった客観的なデータにより公正に判断していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東)</p>	
<p>意見16 指定電気通信役務について、相対取引を用いた反競争的料金設定を避けるため、相対取引についても電気通信事業法第 29 条(業務の改善命令)の適用基準を明らかにする等セーフガード措置の更なる明確化、拡充が必要。</p>	<p>考え方16</p>
<p>○ 現在、指定電気通信役務について相対取引が認められていますが、指定電気通信役務における NTT 東西殿の相対取引を用いた反競争的料金設定を避けるためには、バンドル料金設定に限らず、単体サービスでの相対取引についても電気通信事業法第 29 条(業務の改善命令)の適用基準を明らかにする等セーフガード措置の更なる明確化や拡充等が必要と考えます。例えば、具体的な対応例として「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」のⅡ 第 3 2 (2)において、同(3)の電気通信事業法上問題となる行為を指定電気通信役務の相対取引においても適用する等の修正を行うことが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されない指定電気通信役務は、電気通信事業法第29条第1項第4号から第7号に規定する業務改善命令の対象となり得る。</p> <p>例えば、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」のⅡ 第 3 3 (1) イ(ウ)に挙げられる電気通信事業法上問題となる行為は、保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されない指定電気通信役務にも適用される。</p>
<p>意見17 バンドルサービスについて、利用者料金が区別して設定されている場合には、接続料金も区別して設定されるべき。</p>	<p>考え方17</p>
<p>○ バンドルされるサービスについて、利用者料金が区別して設定されている場合は、接続料金も区別して設定されるべきと考えます。</p> <p>例えば、ひかり電話はBフレッツに付加されるサービスですが、その接続料金はひかり電話が第一種指定電気通信設備の指定を受けたあとでなければ設定されませんでした。Bフレッツが第一種指定電気通信設備の指定を受けているので、それに付加されるサービスの接続料も区別して設定されるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	<p>接続ルールそのものについては、本研究会の直接の検討の対象ではないものの、第一種指定電気通信設備を設置する事業者は、当該設備に係る接続料について、接続料規則で定められる機能ごとに定める必要がある。</p>

2)市場支配力と関連付ける考え方について

<p>意見18 不可欠性以外の市場支配力を考慮して、指定電気通信設備制度の見直しが行われる場合は、料金規制についてもこれを勘案することが必要。また、指定電気通信役務の範囲を見直すことも必要であるが、消費者保護の観点から、少なくとも現行の特定電気通信役務は継続して料金規制の対象とすべき。</p>	<p>考え方18</p>
<p>○ 現状は不可欠性に基づき定められた指定電気通信設備を用いたサービスのみがプライスカップ規制の対象となっていますが、今後予定されている指定電気通信設備制度の包括的な見直しでは、不可欠性以外の市場支配力も考慮した見直しが行われるという方向性も示されている(「ネットワークの中立性に関する懇談会報告書」(平成19年9月20日公表)P57～60)ため、その方向で指定電気通信設備制度の見直しが行われた後は、料金規制の在り方の検討についても不可欠性以外の市場支配力も勘案することが必要と考えます。</p> <p>また、指定電気通信設備制度の包括的な見直しに伴い、指定電気通信設備及びこれに基づく指定電気通信役務の範囲が見直されることから、指定電気通信役務をベースとした現行の特定電気通信役務の範囲についても見直しが必要になることが想定されますが、消費者保護の観点から少なくとも現行の特定電気通信役務は継続して料金規制の対象とすべきと考えます。</p> <p>加えて、現行の特定電気通信役務との組み合わせにより提供されるバンドルサービスについては、特定電気通信役務の部分を梃子としてバンドルされた特定電気通信役務以外のサービスについてもNTT東西殿の市場支配力が働くことが懸念されるため、そのバンドルサービスの一部が不可欠性のないサービスであったとしても一体として料金規制が適用されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>指定電気通信設備制度そのものについては、本研究会の直接の検討の対象ではないが、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが行われた場合の料金規制については、競争の進展度合い、料金水準を勘案し、改めて利用者料金に係る規制の必要性を検討することが適当と考えられる。</p> <p>現状、独占性を根拠に基準料金指数を設けることによりキャップを設けて実際料金指数を下げさせているサービスについては、引き続き現在のプライスカップ相当のもの対象となることも想定される。</p>
<p>意見19 最も契約者数及びトラフィックが多く、国民生活に欠かせないサービスになっている携帯電話サービスは、ポトルネック設備を利用してサービス提供を行っていないことから、特定電気通信役務の対象とすることが出来ないため、市場支配力に重点を移したドミナント規制の考え方に立脚しながら、体系的な規制のフレームワークの見直しの検討目途をたてるべき。</p>	<p>考え方19</p>
<p>○ 現状の利用者料金政策の対象は、「基礎的電気通信役務」、「指定電気通信役務」、「指定電気通信役務のうち特定電気通信役務」と区分され、それぞれの役務において規制化されているフレームワークとなっておりますが、わが国において抜きん出て最も契約者数も多く、トラフィックも多い、かつ利用シーンが拡大し国民生活に欠かせないサービスになっている携帯電話サービスなどは、ポトルネック設備を利用してサービス提供を行っていないことから、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」と定義されている特定電気通信役務には、分類することが出来ない構造となっています。</p> <p>今までであれば、PSTNに着目したフレームワークにおいて、利用者利益を確保するには十分であると理解しておりますが、今後は、基礎的電気通信役務のあり方と並んで、市場支配力に重点を移したドミナント規制の考え方に立脚しながら体系的な規制のフレームワークの見直しの検討目途をたてる時機にきていると考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	<p>携帯電話については、現時点において、競争が進展し、利用者料金の低廉化が進んでおり、市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であるとは考えられない。</p> <p>したがって、利用者料金に係る規制によらず、市場メカニズムを通じて料金の低廉化を図ることが適当であるが、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが行われた場合の料金規制については、競争の進展度合い、料金水準を勘案し、改めて利用者料金に係る規制の必要性を検討することが適当と考えられる。</p>

<p>意見20 市場支配力のある事業者については、利用者料金だけでなく、利用者料金と接続料金の関係についても十分考慮した上で料金規制を行うべき。</p>	<p>考え方20</p>
<p>○ 市場支配力のある事業者が価格に与える影響は非常に大きいので、利用者料金だけでなく、利用者料金と接続料金の関係についても十分考慮したうえで料金規制を行うべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	<p>指定電気通信設備制度そのものについては、本研究会の直接の検討の対象ではないが、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが行われた場合の料金規制については、競争の進展度合い、料金水準を勘案し、改めて利用者料金に係る規制の必要性を検討することが適当と考えられる。</p>
<p>意見21 ドミナント規制の見直しに当たっては、市場の画定、市場支配力の有無の認定基準、規制の内容等を勘案して、接続ルール及び基礎的電気通信役務と平仄のとれたフレームワークを検討する必要がある。</p>	<p>考え方21</p>
<p>○ 市場支配力に立脚したドミナント規制については、規制をおこなう市場の画定、市場支配力の有無の認定基準、規制の内容(軽重)などといった項目を勘案して、接続ルール及び基礎的電気通信役務と平仄のとれたフレームワークとして検討を行っていくことが必要と考えます。</p> <p>なお、規制をおこなう市場の画定については、利用者を対象にした市場だけでなく、通信事業者を対象にした接続料金もしくは卸料金の分野についても検討を深める必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	<p>考え方20に同じ。</p>
<p>意見22 第二種指定電気通信設備の接続料金の原価の適正性について、明確化が必要。</p>	<p>考え方22</p>
<p>○ また、第二種指定電気通信設備の接続料金については、現在届出制であり、「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」とされていますが、その原価の適正性については、判断の拠りどころが無い状態であり、明確化が必要です。「モバイルビジネス活性化プラン」(平成19年9月)、及び「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」(平成20年4月)により、端末販売奨励金などを接続料の原価から除くとされていますが、そもそもこのような営業費用が接続料金に含まれているかの議論があること自体に課題の内包があると考えます。したがって、接続約款が届出制であっても、第二種指定電気通信設備の接続料金について、早急に算定根拠を明確化する取組みを行う必要があり、本年度に予定されている接続料金の改定時において、検証を行って頂けるよう強く要望します。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	<p>接続ルールの在り方そのものについては、本研究会の直接の検討の対象ではないが、「モバイルビジネス活性化プラン」及び「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」を踏まえ、接続料及び卸電気通信役務の料金の適正性等について、定期的に検証を行うことが適当と考えられる。</p>

3)競争評価により画定される市場との関係について

<p>意見23 指定電気通信役務の分析単位の考え方と競争評価の市場画定の双方のアプローチは一致する必要はなく、指定電気通信役務の分析単位の検討に当たり、競争評価による市場画定を参考情報として取扱うことが適当との報告書案に賛同。</p>	<p>考え方23</p>
<p>○ 報告書案の指摘のとおり、指定役務の分析単位の考え方と競争評価の市場画定の双方のアプローチは一致するものでなく、指定役務の分析単位の検討に当たり、競争評価による市場画定と関連づける必要性はないものと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>—</p>
<p>○ 指定電気通信役務制度と競争評価は個別の制度であり、報告書案P31にも「指定電気通信役務の分析単位の考え方と競争評価の市場画定の双方のアプローチが必ずしも一致するものではなく」とあることから、当然これらの内容や評価結果については個別のものとして捉えるべきと考えます。従って、指定電気通信役務の分析単位の検討に当たり、指定電気通信役務制度とは別の制度である競争評価における市場画定を参照する必要はなく、仮に参照する場合も参考情報として取扱うことにとどめるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>—</p>
<p>意見24 光サービスについてはブロードバンド対象サービス全体のシェアで判断するなど、競争評価による市場画定の考え方を取り入れ、当該サービスと同等のサービスを含めた全体市場で捉える必要あり。</p>	<p>考え方24</p>
<p>○ ブロードバンドサービスの市場画定にあたっては、近年、ブロードバンドサービスはFTTHアクセスサービス・ADSL・CATV・無線ブロードバンド等各サービス間の競争が多様化していることから、例えば、光サービスについてはブロードバンド対象サービス全体のシェアで判断するなど、競争評価による市場画定の考え方を取り入れ、当該サービスと同等のサービスを含めた全体市場で捉える必要があると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>御指摘の点については、指定電気通信役務の検討に当たっては、利用者が選択可能なサービス間にどのような利用価値の違い(内容、効用、料金等)を見出しているのかという需要の代替性等を勘案している。</p> <p>報告書案のとおり、競争評価による市場画定を参考情報として取扱うことが適当と考えられる。</p>

<p>意見25 FTTHサービスについて、利用者がサービスを切り替えする際のインフラ環境及びボトルネック設備におけるNTT東西の独占性について、料金政策において注意する必要あり。「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」の考え方には、サービス選択の制限についても勘案する必要あり。</p>	<p>考え方25</p>
<p>○ 競争評価で需要の代替性が市場画定や競争評価の分析で重要であることは適切と考えます。 加入電話からそれを代替するサービスに乗り換える例としては、携帯電話などの移動体通信や FTTH サービスがあげられます。なかでも、FTTHサービスは、あたらしく敷設される光ファイバ回線上でなければ利用できないサービスのため、利用者がサービスを切替える際のインフラ環境及びボトルネック設備における NTT 東西の独占性については料金政策を行ううえで十分注意が必要であると考えます。 例えば、NTT 東西が光ファイバを敷設しないエリアがあったり、逆に、メタル回線を撤去し光ファイバ回線に強制的に切替えていくエリアがあったり、すでに光ファイバ回線が整備されている場合でも、NTT 東西が、空き芯線がないなどの理由により他の接続事業者には新しく敷設しないなどといった事例がでてくる可能性があります。個々の利用者はメタル回線か光回線かのサービスの選択がなかったり、光回線を利用しているにもかかわらず他の事業者へ切替えるといった事業者の選択ができなかったりするため、特定電気通信役務の趣旨である「利用者の利益の及ぼす影響が大きい電気通信役務」の考え方には、サービス選択の制限についても勘案する必要があると考えます。 したがって、ブロードバンドサービスの需要の代替性が高まっていくほど重要になってくるのは、料金政策とあわせて、事業者間切替えが可能となる環境整備、ならびに事業者間切替えにおける公平性の確保を徹底するなど、FTTHにおける接続条件等ルールを整備することであり、それが利用者の利便性向上にとって有効的な政策と考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	<p>指定電気通信役務は、ボトルネック設備である第一種指定電気通信設備を用いて提供されるサービスであって、代替するサービスが十分に提供されていない独占的なサービスであり、適正な料金に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するために特に必要があるとして指定されている役務である。 特定電気通信役務は、指定電気通信役務を前提としており、御指摘の、「サービス選択の制限」については、指定電気通信役務かどうかの段階で勘案しているところ。</p>

4)ユニバーサルサービスと関連付ける考え方について

<p>意見26 加入電話等が現行のプライスキャップの対象である限りは、これにより、間接的にアフォーダビリティを担保し続けることが適当との報告書案に賛同。</p>	<p>考え方26</p>
<p>○ プライスキャップ規制の上限設定にあたりサービスのアフォーダビリティを基準とした上限を設定するという手法については、以下の理由により採用が困難であり、プライスキャップ規制によって直接的にアフォーダビリティを確保する必要性はないものと考えます。 - アフォーダビリティ確保が必要とされる基礎的電気通信役務はプライスキャップ規制の対象である特定電気通信役務の一部に過ぎないこと。 - アフォーダビリティを基準とした上限を設けることについて、利用者により捉え方が異なることから利用者間でコンセンサスを得ることが難しく、アフォーダブルな利用者料金水準の設定には困難が伴うこと。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>—</p>
<p>○ オブザーバヒアリングにおける当社意見のとおり、プライスキャップの上限にアフォーダビリティの考え方を反映することも検討に値すると考えられますが、具体的な数値化の方法は極めて困難であるため、アフォーダビリティを基準とした上限を一意に設けないという報告書案の趣旨に賛同します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>—</p>

<p>意見27 ユニバーサルサービスのアフォーダブルな料金について、ユニバーサルサービスによる利用者の利便性をどのように把握するかが非常に重要であり、利用者料金政策とは本来的には概念を区分した上で、検討を進めることが適切。</p>	<p>考え方27</p>
<p>○ ユニバーサルサービスにおけるアフォーダブルな利用者料金水準の設定が困難な背景には、そのサービスが国民生活にとってどれほど重要かつ必要か、または魅力的かということと密接に関わることがあると考えます。</p> <p>例えば、質の高い公共サービス(双方向な高精細動画を通じた放送、健康、福祉、教育、行政のサービス)を遠隔供給できるのであれば、公共サービスを実現することが出来るFTTHサービスなどに支払意向を示す利用者数も多いと考えます。</p> <p>したがって、ユニバーサルサービスでいうアフォーダブルな料金については、ユニバーサルサービスで実現されるコンテンツの充実など利用者の利便性をどのように把握するかが非常に重要であり、利用者料金政策とは本来的には概念を区分したうえで、検討を進めることが適切と考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	<p>従来から、ユニバーサルサービス制度は、(a)国民生活に不可欠なサービスであるという特性(Essentiality)、(b)誰もが利用可能な料金で利用できるという特性(Affordability)、(c)地域間格差なくどこでも利用可能であるという特性(Availability)の3つの構成要素を満たすことが求められているところであり、アフォーダビリティについて議論する際には、利用者の利便性の把握が、御指摘のとおり重要である。</p> <p>しかしながら、アフォーダビリティを基準とした利用者料金設定は、利用者によりとらえ方が異なることから利用者間でコンセンサスを得ることが難しく、困難を伴う。</p> <p>そもそもプライスカップは、料金値上げに一定の歯止めをかける仕組みと考えられ、少なくとも現在の加入電話等の料金水準がアフォーダブルと考えられることから、加入電話等が現行のプライスカップの対象である限りは、これにより、間接的にアフォーダビリティを担保することが適切と考えられる。</p>

(2)新しい料金への対応についての考え方

1)バンドル料金等について

<p>意見28 市場支配的事業者による新たな形態のバンドルサービスを通じた競争阻害行為を防止することが必要。</p>	<p>考え方28</p>
<p>○ NTT 東西殿は、固定電話市場において 90%弱、FTTH 市場において 70%強のシェアを保有する等、依然として各市場において市場支配力を有しており、このような独占性を梃子にした NTT 東西殿によるプライススウィーズ等の競争阻害行為を防止する必要性は、現在も変わることはありません。</p> <p>従って、バンドルサービスに関する現行のルールを緩和する必要はなく、むしろ、市場支配的事業者による新たな形態のバンドルサービスを通じた競争阻害行為を防止することが必要です。まずは少なくとも、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」のⅡ 第 3 3 (1) イ f の「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき」の具体的事例の追加等の措置を図ることが必要と考えます。</p> <p>また、競争阻害行為を防止するための措置としては上記対応のみでは不十分であるため、加えて、市場支配的事業者によるバンドルサービスについて、利用者料金に関する届出・認可制等の事前規制を適用すべきです。</p> <p>さらに、これらのバンドルサービスについて定期的な事後検証を行うことも不可欠であり、個々のサービス毎の収入・費用を把握可能とすべく電気通信事業会計規則に定める指定電気通信役務損益明細表を細分化する等会計制度を整備するとともに、利用者料金の適正性検証をその目的に追加すべくスタックテストガイドラインを改正する等の措置が必要と考えます。</p> <p>なお、水平的・垂直的市場統合が進展する中でも、現在求められているバンドル要素毎の料金区別の必要性は容易に失われるものではなく、引き続き区別を行うことが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>・指定電気通信役務とあわせて他の指定電気通信役務を提供、</p> <p>・基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務とあわせてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供、</p> <p>・電気通信役務と合わせて電気通信役務以外の役務を提供、</p> <p>する際に、これらの料金を区別せずに設定することは、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものとして、事後的に契約款変更命令又は業務改善命令が発動されることとなっているところ。</p> <p>バンドルに関する上述のルールについて、特段変更する必要は認められず、今後とも当該ルールが適正に運用されることが求められる。</p>
<p>意見29 利用者料金が区別して設定されている場合には、接続料金も区別して設定されるべき。バンドルサービスに限らず、公正競争確保の観点から、利用者料金と接続料金の両方をチェックすることが重要。</p>	<p>考え方29</p>
<p>○ バンドルされるサービスについて、利用者料金が区別して設定されている場合は、接続料金も区別して設定されるべきと考えます。バンドルサービスに限らず、公正競争確保の観点から、利用者料金と接続料金の両方をチェックすることは非常に重要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p>	<p>考え方17に同じ。</p>

3)新しいビジネスモデルに対応した料金について

意見30 広告収入により電気通信サービスのコストを賄うビジネスモデルが多数出てくる場合には、独占性に起因する不当な内部相互補助を事後的に検証する方策を検討すべき等の報告書案に賛同。	考え方30
<p>○【広告収入モデル】 報告書案のとおり現状、対象外としても止むを得ないが、今後多数同様のビジネスモデルが立ち上がったときには検証が必要だと考えております。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)</p>	—
<p>○ 報告書案 P40 において「指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該役務に係るポータルサイトを運営し、当該役務に係る市場における独占的地位を背景として、広告掲載により利益をあげた場合、これを原資として、自ら提供する別の競争的サービスに不当な競争を引き起こす料金を設定することも起こり得る」とあり、市場支配的な事業者が広告収入により電気通信サービスのコストを賄うことで、一般的なネットワークコストを大きく下回る利用者料金を設定するようなビジネスモデルを構築することは、公正競争環境確保の観点からも問題となる上、競争事業者がサービス提供に必要なコストを回収する機会を奪い、安定的・継続的なサービス提供を阻害する恐れがあります。</p> <p>従って、市場支配的な事業者の料金設定については、当該ビジネスモデルによる料金設定が妥当か否かを検証する枠組みの構築が必要になるものと考えられ、報告書案 P40 にある「当該広告掲載サービスに係る収支を捕捉可能とする等の会計の側面からの見直し」を指定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対して求めることが不可欠であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	—
<p>○ オブザーバリアリングにおける当社意見のとおり、ボトルネック設備を保有する事業者については、市場支配力の濫用を防止するため、報告書案の提言のとおり、バンドル料金や広告モデルの動向を注視する必要があります。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	—

<p>意見31 携帯電話事業を有するグループの提供料金は電気通信市場にとって、影響が大きいと考えられる。携帯電話事業は、限られた事業者に対し周波数帯域が与えられ、その携帯電話と固定電話間の通話を無料とする料金サービスは固定電話専業の事業者にとって追従が困難。</p>	<p>考え方31</p>
<p>○【自社グループ内 固定・携帯間無料通話】 固定 NW ボトルネック設備の過半数を有する NTT 東西殿だけでなく、携帯電話事業を有するグループの提供料金も電気通信市場にとって、影響の大きいものだと考えます。携帯電話事業は、限られた事業者に対し周波数帯域が与えられ、その携帯電話と固定電話間の通話を無料とする料金サービスは固定電話専業の事業者にとって追従は困難だと考えております。 尚、MVNO により固定電話事業者も類似サービスを提供可能とする枠組みはありますが、未だ携帯電話事業者様からの積極的な NW 開放はされているとはいえないと考えております。 (フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>御指摘の点については、報告書案に記載のとおり、「電気通信事業者が電気通信設備の接続」等「の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき」は、業務改善命令の対象となり得(電気通信事業法第 29 条第 1 項第 10 号)、また、第二種指定電気通信設備を設置する事業者の接続約款が、「特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするもの」に該当する場合、約款変更命令の対象となり得る(電気通信事業法第 34 条第 3 項第 6 号)。 また、同様に一般論として、(報告書案にある)B'社が料金設定する場合、B'社携帯電話へ発信するA社固定電話ユーザーとB社固定電話ユーザーの通信料金が異なることについて、「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき」や「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」に該当する場合は、業務改善命令の対象となり得る(電気通信事業法第 29 条第 1 項第 2 号、第 5 号)。 ただし、本事例は、近時現出しているものであり、例えば一定期間これを監視すること等により、接続料の差の有無等を含めて個別に検討すべき事案であることから、引き続き動向を注視する必要がある。</p>

<p>意見32 固定電話市場における自社内や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間の通話を無料にするといったバンドルサービスについて、動向を注視した上で接続料の差の有無等を含めた検討を速やかに実施し、問題がある場合には必要な措置を講じるべき。</p>	<p>考え方32</p>
<p>○ 固定電話市場における自社内や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間の通話を無料にするといったバンドルサービスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続料の差に合理的な理由がなく、自グループ内への通話だけを無料とし、他社グループへの通話を有料とすることは、差別対価、不当廉売に当たらないのか、 ・仮に無料とした通話料に接続料の負担がないとすれば、当該通話の接続料を他社に転嫁している可能性があるのではないか、 ・これらについては、サービスが指定役務か非指定役務かに関わらず、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こす可能性があるのではないか、 <p>といった懸念があることから、動向を注視した上で接続料の差の有無等を含めた検討を速やかに実施し、問題がある場合には必要な措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>考え方31に同じ。</p>
<p>意見33 「固定電話市場において、自社の携帯電話との無料通話を梃子に、固定電話ユーザの獲得をめざし、自社内や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間の通話を無料にするとのバンドルサービス」は、当該事業者が相互接続を行うどの事業者に対しても均一の接続料を適用し、差別的な取扱いを行っていない場合においては問題がなく、一定期間監視を行ったり、動向を注視する等の追加措置は不要。</p>	<p>考え方33</p>
<p>○ また、報告書案P38にあるような「固定電話市場において、自社の携帯電話との無料通話を梃子に、固定電話ユーザの獲得をめざし、自社内や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間の通話を無料にするとのバンドルサービス」は、当該事業者が相互接続を行うどの事業者に対しても均一の接続料を適用し、差別的な取扱いを行っていない場合等においては問題ないものと考えます。</p> <p>そもそも利用者料金は、特定の者に対して不当に差別的な取扱いをするもの、社会的経済的事情に照らして著しく不相当といったものでない限り、料金規制の課されている市場支配的な事業者を除き、事業者が自由に決定可能なものであり、こうした料金制度の枠組みは今後も維持されるべきです。</p> <p>加えて、現行制度においては、仮に問題となる料金設定が行われている場合には、意見申出制度を活用する等の対応が可能であり、セーフガード措置も担保されている状況にあります。従って、問題提起されている事例について、一定期間監視を行ったり、動向を注視したりする等の追加措置は不要であり、報告書案 P40 における「ただし、本事例は、近時現出しているものであり、例えば一定期間これを監視すること等により、接続料の差の有無等を含めて個別に検討すべき事案であることから、引き続き動向を注視する必要がある。」という記述は削除すべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>考え方31に同じ。</p>

4. その他

<p>意見34 料金の分かりやすさも含めた顧客満足度の向上は、市場における各企業の創意工夫に委ねることで向上していくものであり、民間部門が行っている自由な取組みに委ねることが適当との報告書案の記述に賛同。</p>	<p>考え方34</p>
<p>○ オブザーバヒアリングにおける当社意見のとおり、料金の分かりやすさも含めた顧客満足度の向上は、市場における各企業の創意工夫に委ねることで向上していくものであり、民間部門が行っている自由な取組みに委ねることが適当という報告書案の趣旨に賛同します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>—</p>
<p>意見35 不可欠性や市場支配力を有する事業者の提供するサービスについてまでも、完全に民間部門の取組みに委ねることは望ましくなく、公正競争環境を確保するために、料金規制を適時適切に設定する必要あり。</p>	<p>考え方35</p>
<p>○ 新しい料金体系が多数登場している中、利用者利益の保護を図る観点から検討を行うべき事項について、まずは民間部門の取組みに委ねることが適当とする方向性は望ましいものと考えます。</p> <p>ただし、不可欠性や市場支配力を有する事業者の提供するサービスについてまでも、完全に民間部門の取組みに委ねることは望ましくなく、公正競争環境を確保するために、前述のような料金規制を適時適切に設定する必要があると考えます。</p> <p>なお、弊社共においてはお客様へ分かりやすい料金説明を行うべくこれまでも様々な取組みを実施していますが、今後も引き続き関係者の意見等も踏まえつつ、更なる顧客満足度の向上に努めていく所存です。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>新しい料金体系が多数登場している中、料金政策については必要に応じて適宜適切に見直しを行うことが適当と考えられる。</p>